

論文投稿規定

(投稿資格)

第1条 公共選択学会の会員であり、投稿時点で当該年度ならびに過去の会費を納入済みの者に限る。

2. 共著者が非会員であることは妨げないが、会員である場合は当該年度ならびに過去の会費を納入しなければならない。

(使用言語)

第2条 日本語または英語に限る。

(既発表論文投稿の禁止)

第3条 投稿できる論文は未発表のものに限る。ただし、学会報告用の未定稿はこの限りではない。

(二重投稿の禁止)

第4条 同一内容の論文を学会誌『公共選択』（以下、『公共選択』）以外に同時に投稿することはできない。

(論文の分量)

第5条 日本語論文の場合、原則として20,000字以内（注、参考文献、図表を含む）とする。ただし、半角英数字は2分の1字と換算し、図表は、刷り上がり1頁を占める場合には900字、半頁の場合には450字と換算する。

2. 英語論文の場合、原則として8,000語(words)以内（注、参考文献、図表を含む）とする。図表は、刷り上がり1頁を占める場合には360語(words)、半頁の場合には180語(words)と換算する。

3. 査読者の指示により修正・加筆を求められる場合には、前第1項および第2項の限りではない。ただし、その場合でも字数の超過は極力抑えることとする。

(論文の主題)

第6条 公共選択ならびにそれに類する主題であれば、特に限定しない。

(投稿の受付)

第7条 論文の投稿は年間を通じて受け付け、特に締切りは設けない。

(論文の形式)

第8条 論文執筆の形式に関する詳細については、公共選択学会「論文執筆要項」に則するものとする。

2. 投稿論文には、審査の公平を期すために著者の名前は一切記入せず、「拙著」など著者が識別されうるような表現は行わない。

(投稿の方法)

第9条 論文の投稿先は、査読委員会とし、以下の電子メールアドレス宛に投稿論文と所定の投稿申込書を添付ファイルとして送信する。電子メールの件名(Subject)には、「公共選択学会投稿論文の送付」と記入する。

peerreview.pcs@gmail.com

2. 送付された投稿論文等は掲載の可否にかかわらず、投稿者に返却しない。

(投稿論文の受理)

第10条 投稿論文としての要件を満たしていることが確認できた後、査読委員会より投稿者に対して、投稿論文を受理した旨の連絡が電子メールで送られる。電子メールでの送受信に伴う事故を避けるため、論文送付後 10 日以内に連絡が来ない場合には、投稿者は査読委員会に問い合わせる。

(査読)

第11条 投稿論文の掲載の可否は、査読委員会が委嘱する匿名の査読者による査読結果を踏まえて、査読委員会が決定し、投稿者に電子メール等で結果を連絡する。

2. 「掲載不可」および「条件付で掲載可」と査読委員会が判断した場合には、投稿者にその理由を付して連絡する。

3. 「条件付で掲載可」となった投稿論文について、査読委員会が定める期間内に、初稿を提出した時と同一の手続で修正稿を提出することができる。なお、その際、査読者により指示された箇所と投稿者が修正・加筆した箇所の対照一覧も電子メールの添付ファイルとして送付する。

(英文タイトルと英文要旨)

第12条 査読の結果、『公共選択』に掲載されることが決まった論文について、投稿者は、著者名の英文表記、英文タイトル、英文要旨(150words 程度・上限 200words)を提出する。

(著作権)

第13条 『公共選択』に掲載された論文の著作権は公共選択学会に帰属する。掲載された論文の著者が自ら執筆した論文の転載を行う場合には、事前に学会事務局に対して届け出る。ただし、各号刊行後、1年以内に刊行される他の出版物への転載は認めない。

2. 投稿論文の執筆に際しては他者の著作権の侵害、名誉毀損の問題を生じないように十分に配慮する。他者の著作物を引用するときは、必ず出典を明記する。

3. 『公共選択』に掲載された執筆内容が他者の著作権を侵害したと認められる場合、及び他人の名誉を毀損したと認められる場合、著者がその一切の責任を負うものとする。

(その他の留意点)

第14条 投稿者の校正は初校のみとする。初校段階で大幅な修正・加筆をすることはできない。

2. 著者に原稿料は支払われない。

3. 『公共選択』への同一の著者による論文の投稿数については制限を設けない。

4. 投稿論文が、『公共選択』各号の特集の主題に密接に関連すると編集委員会が判断した場合には、査読を経たものであることは明記して、特集の一部として掲載する場合がある。

【第5項削除】

【第6項削除】

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

附則1. 本規程は、2011年7月2日より施行する。

附則2. 本規程は、2012年7月に刊行される学会誌『公共選択』への投稿から適用される。

附則3. 本規程は、2011年7月16日より施行する。

附則4. 本規程は、2013年3月23日より施行する。

附則5. 本規程は、2013年4月23日より施行する。

附則6. 本規程は、2016年3月19日より施行する。

附則7. 本規程は、2016年10月15日より施行する。

附則8. 本規程は、2019年3月1日より施行する。

附則9. 本規程は、2023年3月5日より施行する。